手口と業種別措置要領

相談事例から見た、悪質クレーマーの手口と業種別措置要領は次のとおりです。

業種 等

クレームの言動

過度な要求の内容

業種別措置要領

●国、都、市区町 村等の行政機関

- ・受付の態度が悪い
- ・取扱い説明が悪い
- 差別された
- ・書類が誤配されプライバ シーが侵害された
- ・書類が遅配のため損害を受 1+1-
- ·書類の閲覧(交付、受理) を断わる理由を言え
- 入札に談合があった等

- ・上司に会わせる
- ・損害を賠償しろ
- ・機関誌(紙)を購読しる
- ・申請書類を受理しろ
- 書類を閲覧させろ
- ・生活保護費を出せ
- ・街官をかける
- ・謝罪文を書け
- ・納税者の言うことを聞け
- ・下請け(物品契約)の仲介 をしろ等

- ・原則として事務担当者が応対する。
- ・法令に従って毅然と対応する。
- ・過失があった場合は、速やかに正規な手続 きで是正する。
- ・状況によっては、弁護士を介して法的に解 決する。
- ・過度な要求は拒否し、警察や暴追センター に相談する。
- ・違法な強要(行為)は、警察に被害届を提出し、 法的に措置する。

●一般飲食店

- 居洒屋
- ファミリー レストラン
- ピザなど デリバリー (宅配) 店等
- 店員の態度が悪い、クビに しろ
- ・ゴキブリ等異物が混入して
- ・味が変だ保健所に言う
- ・食あたりをした
- ・口の中を切った
- ・食中毒になり病院に行った
- ・注文したメニューが違う(遅 ((1)
- · 茶碗(食器)が汚れている

- ・謝罪文を書け
- 店長が十下座して謝れ
- ・誠意を見せろ(現金、商品 券を要求)
- ・俺から飲食代を取るのか(た だ食いを要求)
- 病院に行くのでタクシー代 を出せ
- ・休業補償費を払え
- ・病院に行ったので治療費を 払え等
- ・店側に過失がない場合は毅然と要求を拒否
- ・店側に過失があった場合は、誠意を持って 社会的に妥当な範囲で対応する。
- ・状況によっては、弁護士を介して法的に解 決する。
- ・「病院へ行った」等のようなクレームは、診 断書の有無や病状を聴くなどした後に対応 を決める。
- ・過度な要求は拒否し、警察や暴追センター に相談する。
- ・犯罪行為は 110番する。

●デパート

- ・コンビニ
- 食品販売店
- 衣料品販売店
- 機械の販売店
- 電気製品の 販売店等
- 欠陥商品だ
- 賞味期限が切れている
- 欠陥商品で怪我をした
- 注文した数、形態、内容が 違っている等
- 誠意を見せろ(現金、高価 な商品等を要求)
- ・(保証期間が経過している のに)新品と交換しろ
- 謝罪文を書け
- ・怪我(腹痛)で病院へ行った、 治療費を出せ
- 街宣をかける
- ・欠陥商品を公表する
- ・修理では納得できない
- ・永久保証しろ等

- ・事実確認の調査期間を要求する。
- ・現物の有無、仕入れ先、レシート等を確認 する。
- · 同種のクレームの有無を確認する。
- · 「怪我をした」等のようなクレームは、診断書 の有無や治療状況などを確認する。
- ・欠陥があった場合は、誠意を持って社会的 に妥当な範囲で対応する。
- ・状況によっては、弁護士を介して法的に解 決する。
- ・過度な要求は拒否し、警察や暴追センター に相談する。

●工事現場

- 建設現場等
- 騒音がうるさくて健康を害 Liti
- ・振動が激しくて不眠症に なった
- ・工事で交通渋滞が起きてい る責任をとれ
- 現場近くを歩いたら服や靴 が汚れた
- 挨拶がない

された

・近所から不満が出ているが、 どう解決するのか等

- 誠意を見せろ
- 下請け参入させろ
- ・自販機を置かせる
- 病院に行ったので治療費を
- 工事が終わるまでホテルに 宿泊するので宿泊代を出せ
- 衣類を弁償しろ
- ・慰謝料を出せ
- ・近隣対策費を出せ等

- 事実確認の調査期間を要求する。
- ・現場任せにしないで組織的な対応をする。
- ・クレームの内容を確認し、対応を決める。
- ・状況によっては、弁護士を介して法的に解 決する。
- ・過度な要求は拒否し、警察や暴追センター に相談する。
- ・犯罪行為は 110 番する。

●小荷物等の配送

- 郵便
- 運送等
- 商品が破損(腐敗)していた
- 誤配でプライバシーが侵害
- ・遅配され損害を受けた等
- ・高価な商品だ、同じ物を返せ
- 誠意を見せろ(過大な賠償 金を要求)
- ・慰謝料を出せ等
- ・会社の規定に従って対応する。
- ・状況によっては、弁護士を介して法的に解 決する。
- ・過度な要求は拒否し、警察や暴追センター に相談する。

業種等

クレームの言動

過度な要求の内容

業種別措置要領

●クリーニング店 等

- ・シミが落ちていない
- ボタン穴が広くなった
- クリーニングで毛玉ができた
- ・衣類の色がはげた
- アイロン禁止の生地にアイロンをかけた等
- ・誠意を見せろ(現金、慰謝 料を要求)
- ・今後、クリーニング代をた だにしろ
- ・高価な商品だ、新品を弁償 しろ
- ・詫び状(謝罪文)を書け
- ・俺に恥をかかせておきながら代金を取るのか等
- 預かり時のチェック表を確認する。
- クリーニングのやり直しを伝える。
- ・過失があった場合は、誠意をもって社会的 に妥当な範囲で対応する。
- ・状況によっては、弁護士を介して法的に解 決する。
- ・詫び状などは書かない。
- ・過度な要求は拒否し、警察や暴追センター に相談する。

●ガソリン スタンド等

- 洗車で傷が付いた
- ・間違って給油された
- ・ガソリンが跳ねて背広が汚 れた
- ・ボンネット内に忘れた布が 絡まり、エンジンの調子が 悪くなった
- ・洗車が遅いから、義理がけ に遅れた等
- ・誠意を見せろ(現金、迷惑 料を要求)
- ・(過大な) 損害を賠償しろ
- · (高額な) 修理代を支払え
- ・新車に買い換えろ
- 無料で給油しろ
- ガソリンスタンドを駐車場 として使用させろ
- ・代車を出せ等

- ・過去、洗車での苦情がない旨を説明する。
- ・洗車機業者を立ち会わせ検証する。
- ・誤給油など過失があった場合は、誠意をもって対応する。
- ・状況によっては、弁護士を介して法的に解決する。
- ・過度な要求は拒否し、警察や暴追センター に相談する。

個人情報の漏洩等

- 漏洩事実を公表する
- ・漏洩事実を監督官庁に告発する
- ・情報を持っているので取り 引きしたい等
- ・情報を買い取れ、買い取ら なければ転売する
- ・内密に後始末をしてやる
- ・プライバシーの侵害だ、裁判で損害請求する
- ・街宣をかける等
- ・漏洩の事実を確認し把握する。
- ・把握した内容に応じて、組織の方針を決定 し対応する。
- ・裏取引、隠蔽はしない。
- ・犯罪性があれば速やかに警察に被害届を提出する。
- ・過度な要求は拒否し、警察や暴追センター に相談する。

銀行

- 証券
- 保険等
- なぜ取引を断わるのだ、理由を言え
- 何でこんなに長く待たせる んだ
- ・対応が悪い
- ・説明義務を果たしていない
- ・上司に会わせろ
- ・誠意を見せろ・謝罪文を書け
- ・損失補償しろ
- ・監督官庁に告発する
- 街宣をかけるぞ等
- 毅然とした対応で臨む。
- ・過失があった場合は、速やかに正規な手続 きで是正する。
- ·状況によっては、弁護士を介して法的に解 決する。
- ・過度な要求は拒否し、警察や暴追センター に相談する。
- ・犯罪行為は 110 番する。

- レンタル (ビデオテープ・ 車両等)
- リース (コピー機・ 精密機器等)
- ・ビデオテープに傷が付いて いた
- ・取扱い説明が悪い
- ・故障が多い
- 応対が悪い等
- ・詫び状(謝罪文)を書け
- ・修理では納得できない
- ・誠意を見せろ(現金、慰謝 料を要求)
- ・故障を理由に過度な損害金を要求する等
- ・貸出時のチェック表を確認する。
- ・会社の規定に従って対応する。
- ・状況によっては、弁護士を介して法的に解決する。
- ・詫び状などは書かない。
- ・過度な要求は拒否し、警察や暴追センター に相談する。

題買うレーマーの交換値

一般に、悪質クレーマーは、次のような交渉術を使っています。その概要を紹介しますので、悪質クレーマーとの対応の参考にして下さい。

交渉術

- ① 先ず、大げさに、怒り、怒鳴り、恫喝し、 相手をビビらせること
- ② 恫喝後は、硬軟を付けた攻撃をし、 相手の警戒感や思考能力を徐々に低下 させ、押さえ込んでいくこと
- ③ 言葉は、相手の役職に関係なく、見下すような、いわゆる「タメ語」調で 威圧し、優位性を保持すること
- ④ 名指しで何回も呼び出し、嫌悪感を植え付け、精神的に追い込んでいくこと
- ⑤ 交渉相手が度々変わるような企業は、

- 回答がばらつくので、クレームを広げ るチャンスと認識すること
- (§) 相手の弁解や説明は、わざとに遮り、 自分のペースでクレームを執拗に続け て主導権を握ること
- ① 相手に言われて、のこのこと敵陣に 行くな。相手を自分の勢力範囲に呼び つけ、以後、このパターンを貫くこと
- ® クレームのネタが 99%不利でも、 1%を強引に認めさせ、全面的に責任 を転嫁させていくこと

交渉で使っては いけない言動

- ●「殺すぞ」、「放火するぞ」等生命・ 身体・財産に危害を加えるような 言動
- ●「毎日街宣を掛けるぞ」、「会社を 潰してやる」等業務を妨害するよ うな過激な言動
- ●暴力団の肩書きを示して威圧する など、暴力団関係者のような言動 等

悪質クレーマーらは、「強引にクレームを付け過ぎて、警察に捕まるな。」を暗黙のルールとしています。